



温故知新



《平成24年度全国安全週間》全国安全週間の準備期間も今月で終わり、いよいよ来月 7/1～7/7までが本週間となります。スローガン **ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害** 今年のスローガンに有るルール(規則)で安衛法の高所作業車について一部ご案内します。

労働安全衛生規則 最終改正:平成24年3月22日厚生労働省令第32号 労働安全衛生法の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

第2節の3 高所作業車

(作業計画) 第194条の9 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 1 前項の作業計画は、当該高所作業車による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 2 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者) 第194条の10 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(運転位置から離れる場合の措置) 第194条の13 事業者は、高所作業車の運転者が走行のための運転位置から離れるとき(作業床に労働者が乗って作業を行い、又は作業を行おうとしている場合を除く。)は、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 1 作業床を最低降下位置に置くこと。2 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の高所作業車の逸走を防止する措置を講ずること。
- 3 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、高所作業車の作業床に労働者が乗って作業を行い、又は行おうとしている場合であって、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせなければならない。
- 5 全校の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

(安全带等の使用) 第194条の22 事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全带等を使用させなければならない。

- 1 前項の労働者は、安全带等を使用しなければならない。

(作業開始前点検) 第194条の27 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置、操作装置及び作業装置の機能について点検を行わなければならない。以上の法令にあるように、皆さんが日頃作業所で建設会社や設備会社のルール、作業所特有のルールだけでは無く、法令に巡視した規則が有ります。高所作業車の安全带の未使用も法令違反になると有う事忘れないうで下さい。

【今号の主な内容】

- P① 安全週間
- P② 墨田水族館
- P③ 建設業の保険加入
- P④ 連絡帳



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
花菱ビル5F
TEL : 03-3572-1866
FAX : 03-3575-0420

野田工業(株)が施工に携わった、スカイツリーが5月22日にオープンしました。それに伴い、5月18日プレオープンイベントで野田工業(株)もご招待頂き、参加してきました。

墨田水族館正面入り口右側の看板にサポーター企業、野田工業(株)の社名も載せて頂いております。

墨田水族館に行かれた際は、一度ご覧になって下さい。



【営業時間】 9時～21時

【入場料】

- * 大人 2000円
- * 高校生 1500円
- * 中小 1000円
- * 幼児(3歳以上) 600円



「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取組みがスタートします～

別添 1

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。^(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第655号)

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。(3保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～社会保険加入の徹底に向けて、関係者が連携して取り組みます～

赤字：省令改正等(H24.5.1)を受けて取り組む施策

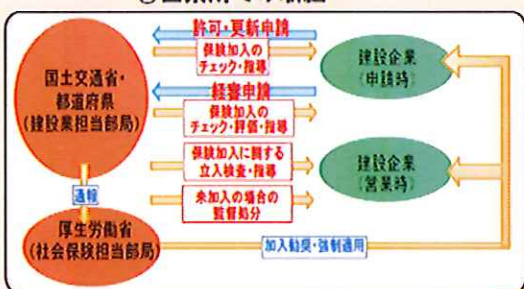
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

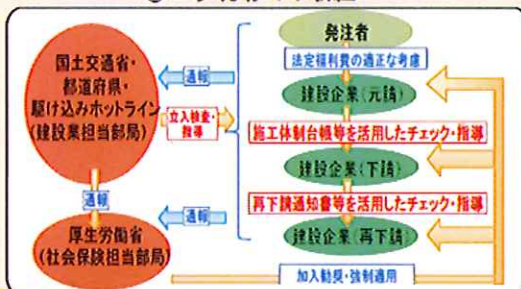
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

① 営業所での取組



② 工事現場での取組



③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援





連絡帳

平成24年度 国家検定熱絶縁施工
(保温保冷工事作業) 技能検定受験に関するご案内

【実技試験日】 7月10日(火)～7月13日(金)のいずれか1日に実施予定

【会場】 東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校

平成24年度 野田工業株式会社

安全大会開催のお知らせ



日時 平成24年7月21日(土)

集合 14:30

場所 品川プリンスホテル TEL 03(3440)1111
アネックスタワー1階 ななかまど

安全大会開始時間 15:00

ボーリング大会 16:00

懇親会 18:00 予定

※6月末に出欠確認のご案内をお送り致します。